

## 南島原市トレーニングファーム 募集要項（第1期生）

### （趣旨）

第1条 この要項は、新規就農者の確保と育成及び定着を目指し、果樹における農業技術の向上及び農業経営力の習得を目的とした座学及び現地研修を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)研修生 研修を受講する者をいう
- (2)座学 講義形式により行う研修をいう
- (3)実習 農地で行う現地での研修をいう
- (4)試験等 書類審査及び面接による試験をいう

### （研修場所）

第3条 研修施設は下記のとおりとし、当該施設では座学を中心に行う。

- (1)名称 南島原市果樹フロンティア協議会 研修所
- (2)所在地 長崎県南島原市有家町蒲河1748番地1  
(南島原市有家蒲河地区高齢者研修センター内)

2 実習については、農業研修に協力する農業者所有の南島原市内樹園地とする。

### （研修期間及び研修生の募集定員）

第4条 研修期間は、令和4年10月3日（月）から令和6年9月末日の2年間とする。

2 研修生の募集定員は3名とする。

### （研修内容、カリキュラム及び研修費用）

第5条 研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1)栽培技術及び肥料、農薬技術及び農業経営能力、マーケティング能力を習得するための座学
- (2)就農に必要な農業技術を習得するための実習
- (3)その他、就農に必要な研修

2 研修カリキュラムについては、別紙1のとおりとする。

3 研修費用は無料とする。ただし、研修場所までの交通費、食事費、教材費及び消耗品費等は研修生が負担する。

### （研修対象者）

第6条 研修の対象者は、以下の各項をすべて満たす者とする。

- (1) 就農に対する意志が固く、研修に意欲的に参加できる者で就農時の年齢が 49 歳以下の者
- (2) 研修を受講するにあたり、健康上問題がない者
- (3) 研修期間中、南島原市内に現に居住し、その居住先が住民基本台帳の住所として記録されている者
- (4) 研修終了後、南島原市内に現に居住し、果樹農業を主たる職業として目指す者
- (5) 南島原市内で独立又は雇用による就農を行う者
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- (7) 市税等を滞納していないこと
- (8) その他、南島原市長が事業の対象者として不相当と認めた者でないこと

#### (申請方法)

第 7 条 研修の受講を希望する者(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出し、南島原市長に申請を行うものとする。

- (1) 受講申込書
- (2) 誓約書
- (3) 農業経営計画書
- (4) 家庭状況調査書
- (5) 写真付き身分証明書の写し
- (6) 住民票の写し
- (7) 市税及び国民健康保険税を滞納していないことを証する書類
- (8) 全各号に掲げるもののほか、南島原市長が必要と認める書類

#### (研修生の選定及び決定)

第 8 条 南島原市長は、試験等を実施のうえ、第 6 条に適合すると認められる者を選定し、研修受講の可否を決定する。ただし、南島原市長は、必要に応じて試験等の実施の前に申請者との面談を行うことができる。

- 2 前項の規定について、南島原市長は必要に応じて関係機関及び団体、研修受入農家等から知見のある者を試験等の審査員として参加させることができる。
- 3 南島原市長は、第 1 項の規定に基づき研修受講の可否の決定を行った場合は、研修受講合格(不合格)通知書により申請者に通知するものとする。

#### (研修の中止)

第 9 条 次に掲げる場合は、研修を中止するものとする。

- (1) 研修受講の申請書類に、虚偽の内容があることが判明した場合
- (2) 研修態度や日常生活における素行不良等が見受けられた場合で、南島原市長が研修生としてふさわしくないと判断した場合
- (3) 研修生の自己の責めに帰する事情により規定された研修日数に達しない場合であって、

考慮すべき特段の事情がない場合

(4)南島原市長の許可なく収入を得る目的で農業以外の業務に従事した場合

(研修生の責務)

第10条 研修生は、以下の責務を負うものとする。

- (1)誓約書に定める事項を誓約し、遵守すること。
- (2)研修期間中は、その日に研修した内容を研修日誌へ記録し、毎月南島原市長へ提出すること。
- (3)研修期間中は、自身及び周囲の安全確保に万全の注意を払い、事故や災害の発生防止に努めること。
- (4)研修中等（研修先への移動を含む）における事故・障害について、南島原市及び研修先は一切の責任を負わないことを確認し、傷害保険に加入する等、研修生自身で責任に備えること。
- (5)研修終了後は、就農計画及び経営計画の達成に向けて精力的に農業に邁進すること。また、研修終了後から1年経過後に、活動状況報告書により活動状況を報告すること。

(秘密の保持)

第11条 研修生は、研修中に知り得た秘密については、研修期間内外を問わずこれらを漏らしてはならない。

附則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。